

令和2年度 高齢者インフルエンザ予防接種助成事業のご案内 (説明書)



1. インフルエンザ予防接種の助成について

対象年齢	助成額	回数
<ul style="list-style-type: none"> ◆市内在住<u>65歳以上(接種日現在)</u>の方 ◆60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫不全等の障害がある方(身体障害者手帳1級の方) 	<p>ワクチン接種費用の実費額 (ただし、上限4,000円)</p>	<p>1回</p>
<p>有効期間</p>	<p>令和2年10月1日～ 令和3年1月31日</p>	
<p>接種場所</p>	<p>県内のインフルエンザ予防接種協力医療機関 (かかりつけの医療機関での接種をおすすめします) <u>☆事前に医療機関に予約をしてください。</u></p> <p>☆かかりつけ医療機関が県外の方へ 健康増進課(保健センター)へ申請書が必要になりますので必ず事前にお問い合わせください。</p>	
<p>持参するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予診票 (同封した3枚複写のもの) ・ 保険証 ・ 料 金 <p>☆接種料金が4,000円を超える場合の差額は自己負担となりますので、ご了承ください。</p> <p>☆<u>対象年齢で生活保護世帯の方は、全額無料になりますので、負担額免除券をご持参ください。</u></p>	

※インフルエンザの予防接種は義務ではありません。希望される方のみ接種をお受けください。

2. 予防接種を受ける前に（事前に必ずお読みください）

インフルエンザ予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。ワクチンは万能ではありませんが、予防接種を受けることでインフルエンザに感染しにくくなります。

また、かかったとしても症状が軽いという効果があります。予防接種を受けてから十分な効果を維持する期間は、接種後2週間から5ヶ月とされており、インフルエンザの流行を考えますと、12月中旬ごろまでに予防接種を受けておくことをおすすめします。

（1）注意事項

- ① 予防接種は体調の良い日にお受けください。
- ② 予防接種についてわからないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に相談しましょう。

（2）予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方（体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ インフルエンザ予防ワクチンに含まれる成分によって、重いアレルギー反応を起こしたことがある方
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した方

3. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている方
- ② 以前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましん等アレルギーを疑う症状がみられた方
- ③ 今までにけいれんをおこしたことがある方
- ④ 今までに免疫不全の診断をされた方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分にアレルギーがあるとされたことのある方

4. 予防接種を受けた後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 予防接種部位の発赤・はれ・痛みや発熱・頭痛・倦怠感などがありますが、通常2～3日の間に治ります。
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤ 高熱やけいれんなどの異常な症状が出た時はすみやかに医師の診察を受けてください。

～ 予防接種後健康被害が発生した場合は～
法の規定により、発生した健康被害の救済が行われます。

≡≡≡ インフルエンザ予防接種に関するお問い合わせ ≡≡≡



行方市健康増進課（行方市保健センター内）
TEL 0291-34-6200 FAX 0291-34-6003